

鉛筆や消える
ボールペンで
記入しないで
ください

離婚の日から
3か月以内の
届出が必要と
なります

離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出

新潟市 〇〇 区 長

【新潟市の受付窓口】

◎平日窓口開庁時間
区役所・出張所

◎上記以外の時間・休日等
区役所
※時間外受付窓口での
お預かりとなります

離婚により婚姻前の氏
(乙山)に戻った後、
婚姻中の氏(丁野)に
変更する場合

(1)	(フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) オツヤマ ハナコ 氏 名 乙山 花子 昭和62年 7月 7日生
	住 所 (住民登録をして いるところ)	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 乙アパート102号
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 新潟市秋葉区程島2009 番地 1
(4)	(フリガナ) 氏	変更前(現在称している氏) 乙山 変更後(離婚の際に称していた氏) テイノ 丁野
(5)	離婚年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 新潟県長岡市大手通1丁目4 番地 10 筆頭者の氏名 丁野 花子

(7)	そ の 他	【離婚年月日】 ◎協議離婚のときは「離婚届」を提出した(する)日 ◎裁判離婚のときは ・審判または判決の確定日 ・調停または和解の成立日 ・請求の認諾の日 を記入してください	【離婚の際に称していた氏を称した後の本籍】 希望する新しい本籍を記入してください。 新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番 または住所の街区符号(※)であればどこでも おくことができます。 ※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区 の住所のうち、〇番までの表記のこと 例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」
-----	-------------	---	---

(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	乙山 花子 印
	【届出人署名】 本人が記入してください	【届出印】 押印は任意です

【連絡先】
携帯電話、勤務先など日中
連絡が取れる電話番号を記入
してください

連絡先
電話 (080-XXXX-XXXX)

この戸籍法77条の2の届を提出した後に婚姻前の氏に戻る場合は、家庭裁判所での手続き(「氏の変更許可」に係る審判)が必要になりますので、ご注意ください